

男女共同参画通信

GENDER EQUALITY NEWSLETTER BY WINGS KYOTO

March 2022
@KYOTO CITY

vol.53

気づいて!!

インターネット・SNSで起きている
「暴力」のこと。





01. 性的な画像や動画を求める・拡散する・送りつける

- 元恋人に無理やり撮影された性行為の動画が、SNSで拡散されてしまった。
- マッチングアプリで出会った人に「君の写真が欲しいな」と言われ送った自撮り画像。他の人の裸の写真に合成されて、販売されてしまった！
- 恋人に別れを切り出したら、「あの写真がどうなってもいいの？」と脅された。怖くて別れられない……。
- SNSで知らない人から突然、性器の写真が送られてきた。



STOP!!

これ…「デジタル性暴力」です！

同意のない、同意が不十分なまま撮影（盗撮）した性的な画像や動画を、同意なくネット上で拡散することは、「リベンジポルノ」と呼ばれる“性暴力”です。画像・動画の拡散をちらつかせて別れを拒んだり、性行為を強要したりする「セクストーション」と呼ばれる被害も増えています。わいせつ画像を無理やり送りつけることも性暴力です。

03. 言葉による攻撃・侮辱



- 「殴るぞ」「レイプするぞ」など、暴力や性暴力を予告するメッセージが送られてきた。
- 「痩せたら？」「よく自撮りなんて上げられるね」と容姿について否定的な言葉をかけられた。
- セクシュアル・マイノリティの当事者であることを公表したら、^{おとし}貶める言葉が送られてきた。
- 個人情報を晒したり、事実とは異なる内容をアップしたり、特定の個人を侮辱した。



STOP!!

これ…「ネットバッシング・誹謗中傷」です！

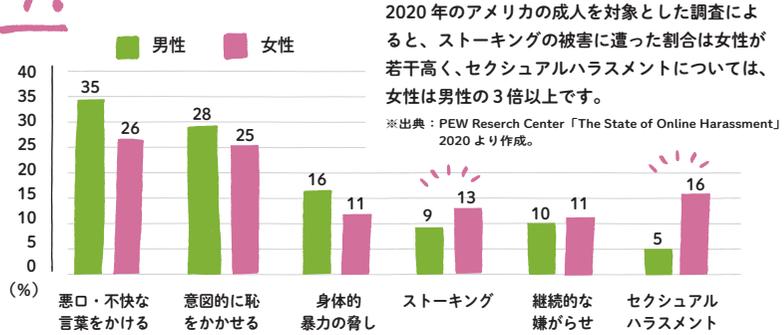
攻撃的な言葉で脅す、侮辱する、個人情報を晒す、虚偽の内容を拡散する……。相手の社会的な評価を低下させ、不安や不利益を与えるこれらの行為は全て“暴力”です。書き込む人にとっては何気ない一言も、当事者に多大な精神的苦痛を与えます。

DATA

誰もが被害者にも加害者にもなるオンライン上の暴力。
その要因の一つに、ジェンダーが関係している場合も。



1. オンライン上で受けた被害の内容



2. 実生活への影響

日本の女性（16歳以上）を対象とした調査によると、ネット上の被害が、実生活へも悪影響を及ぼしていることが分かります。

気分の落ち込みを感じた
35%

3. セクシュアル・マイノリティへの暴力

日本の若年女性（15～24歳）を対象とした調査によると、自分自身がLGBTIQ+であると認識する回答者の**33%**が、SNS上で「LGBTIQ+が理由でハラスメントに遭った」と回答しました。



02. 恐怖を与える、しつこい連絡

- SNSで出会った人から、「かわいいね」「付き合いたいな」としつこくメッセージが。断ったとたん、攻撃的な内容が連日送られてくるように。
- SNSに写真をアップすると「ここは○○ですか？ 会いに行っちゃおうかな？」とメッセージが。突然現れないか不安……。



STOP!!

これ…「ストーカー・つきまとい」です！

相手が拒否しているにもかかわらず執拗な連絡を行うことは、相手に恐怖を与え、たとえSNS上だけであっても「ストーカー・つきまとい行為」になります。投稿した画像に映りこんだ風景から居場所を特定することや、特定しているかのように告げる行為も同様です。

※データ2 出典：(株)ノートライフロック「日本人女性に対するオンラインハラスメントの調査結果」2017
データ3 出典：国際NGOプラン・インターナショナル「若年女性へのジェンダーを理由にしたオンライン・ハラスメントに関する調査結果 日本の調査報告書」2020

CASE.3 ネットバッシング・誹謗中傷

頼れる法律

拡散された内容が事実かどうかは問わず、個人情報や、著しく相手を貶める内容は**名誉棄損**や**侮辱罪**、自治体の**迷惑防止条例違反**になることがあります。「殺すぞ」など生命に害を与える旨を告知する内容の場合は、たとえ一回でも**脅迫罪**にあたる可能性があります。

どうすれば？

書き込みの削除を求める「**削除請求**」をサイト管理者に行えば、サイト側が削除してくれることがあります。また、相手が匿名アカウントであっても、サイト管理者への「**発信者情報の開示請求**」によって氏名・住所を特定できる場合があります。内容や頻度によって、犯罪になるかどうかはケースバイケースです。自分でなんとかしようと思わず、「怖い」と思ったら警察に相談しましょう。

今、何が必要か
オンライン上の暴力被害が深刻化し、命を落とすような事件が起きている一方で、法整備は後手に回っているのが現状です。誰もが被害者にも加害者にもなりますが、女性やセクシュアル・マイノリティなど、社会的に立場が弱い人々が標的になりやすい側面もあります。

まず、削除要請に迅速に応じるサイト管理者の適切な対応は必要でしょう。現状では発信者情報開示請求の手続きも煩雑で、弁護士費用もかかるため、その点も解消されるべきだと思います。一括で相談を受け付け、対応機関に繋いでくれるような実効的な相談窓口の充実も必要です。

ただ、誹謗中傷に関して法律でどこまで対処できるようにするかは、表現の自由との兼ね合いでもとても難しい問題です。「殺す」等の脅迫は当然犯罪ですが、そうではないものへの過度な言論の制限は必要な批判をも封じてしまう恐れがあるからです。

しかし、近年ネットでの誹謗中傷が「名誉棄損」として犯罪になるケースも増えているので、世の中の意識が変わることで、警察の対応も変わるんだという実感があります。被害を届け出て、声を上げることに大きな意味があります。

ネットリテラシーの向上
たとえ相手が、いい人でも、コンピュータウイルスへの感染等で予期せぬ流出事故が発生するリスクがあるのがインターネットです。ですから、相手が恋人であっても裸の写真を送る等の行為には、一定のリスクがあります。

また、意見を自由に言える場だからこそ、異なる意見を尊重し、相手がどう思うか想像しながら発信する姿勢は不可欠です。送る側にとっては大切なことのない一言でも、知らない人や、大勢の人から一斉に送られてきたら傷つくことであると思うんです。そんなネットの特性を理解し、使い方を学ぶネットリテラシー教育を小学校低学年から行うことも必要だと思います。

これからのオンライン空間に必要なものは？



CASE.1 デジタル性暴力

頼れる法律

(元) 交際相手や好意を寄せた相手の性的な写真や動画を、インターネットや SNS 上で公開することは、**リベンジポルノ防止法違反**です。交際関係や好意がなくても、不特定多数に送付・拡散することは**わいせつ物頒布罪**や**名誉棄損**にあたる可能性があります。被害者が18歳未満の場合は、頒布だけでなく所持だけでも**児童ポルノ禁止法違反**です。

どうすれば？

アップロード先の URL や画面のスクリーンショットなど、できるだけ証拠を持って警察に相談しましょう。**逮捕**や**任意の事情聴取**、**相手への削除要求**などの対応を検討してくれます。相談の際は信頼できる人に付き添ってもらおう（ただし、同席できるとは限りません）、同性の警察官の同席を頼むのもおすすめです。

CASE.2 ストーカー・つきまとい

頼れる法律

(元) 交際相手や好意を抱いた相手に「拒否されたのにしつこくメッセージを送る」「コメント欄へしつこく書きこむ」等は、**ストーカー規制法**の対象となる「つきまとい」として禁止されており、**SNS も規制対象**です。繰り返した場合は「ストーカー行為」として懲役刑等となる場合もあります。

どうすれば？

メッセージや投稿をスクリーンショット等で保存して、信頼できる人や警察に相談しましょう。警察は相手への**警告**や**禁止命令**、**逮捕**などの対応ができます。警告しても止まない場合は、危険性が高いと判断されやすくなります。いきなりのブロックは逆上される可能性があるので出来れば避け、返信も控えましょう。

profile 弁護士。神田お茶の水法律事務所所属。犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長。法務省性犯罪に関する刑事法検討会委員。保護司。共著に「おとめ六法」(KADOKAWA / 2020年)。



もしもオンライン上でトラブルに遭遇したら？
あなたを守る、知っておきたい法知識。

『おとめ六法』著者
かみたに
上谷さくら弁護士
に聞きました！



誰かを傷つけないための第一歩

デジタル性暴力を

「私たちの問題」に

深刻化する デジタル性暴力の「今」

近年増えているのは、スマホやSNSにまつわる被害の相談です。スマホは高画質で長時間撮影できる、ある意味高性能な盗撮機材です。それが身近なツールになり、デジタル性暴力が「誰でもできる加害」になってしまったことが、要因の一つです。

特に若年層の被害は深刻です。私たちは2021年に2か月間、14歳女子中学生のSNSアカウントを作りデジタル性暴力の実態調査を行いました。すると顔写真無しのアカウントを作って約1分で、10人近くからDMが来て、合計200人以上が接触を求め、性的な要求や自慰行為の動画を送るなどしてきただけです。大人が見るSNSと児童が見るSNSの世界は全く違うのです。

若年層を中心に被害が拡大しているデジタル性暴力の被害者支援に長年携わるNPO法人ぱっぷすさんに、被害と加害の実態、必要な社会支援のあり方をお聞きしました。

もしも相談されたら

性的な被害は人言いにくく、多くの方が相談できずに自分で自分を責めています。特に男性は被害に遭っても「男性が性被害に遭うわけがない」と相談をためらう方が多いです。自分の画像がアップされていないか不安に感じて連日調べ、精神に不調をきたしている方も多くいます。

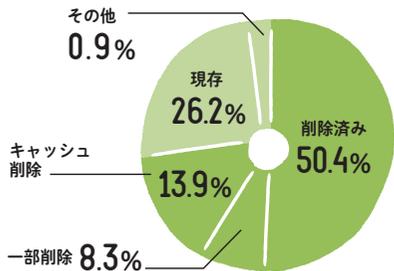
特に10代の方は、親に失望されることや、学校に伝わることを恐れて一人で抱え込みがちで、加害者もそこに付け込んでいきます。実際、被害を知ってショックを受け、怒る親御さんもおられるのですが、子どもは親世代にとっては異次元の世界であるSNSで、性的同意とコントロールが奪われた状態で被害を受けています。子どもに限らず、

お話を聞いた人
金尻カズナさん
岡恵さん
(NPO法人ぱっぷす)

NPO法人ぱっぷす 削除要請結果

(2020年4月～2021年3月末)

総削除要請回数 **22,735件**



児童ポルノ・リベンジポルノの削除率は約9割。AV出演強要などの商業ルートを経て拡散したものが削除率を押し下げている。

出典：NPO法人ぱっぷす
「意に反して拡散した性的画像記録の削除要請事業報告書(2020-2021)」

私たちの社会の問題として

被害の相談を受けた時は、責めるのではなく、撮られた時の状況や気持ちを受け止め、相手がどうしたいのかを丁寧に聞いて欲しいです。悪いのは100%加害者なんです。

私たちはサイトやプロバイダーへの性的画像の削除要請を行っています。児童ポルノ・リベンジポルノは、もし拡散されても9割以上が削除可能です。相手が知らない人でも警察に相談すれば発信者の突き止めや機材押収ができる場合もあるし、法的な対処もできる。基本的に警察から学校に伝わることもありませぬ。そうした知識を持つていけば、万が一の時も冷静に対処できます。

今、違法アダルトコンテンツは、ほぼ無規制に流通していて、未成年を含む多くの人が日常的に閲覧する一大ビジネスになっています。加害者はそれらを利用する中で、歪んだ性知識や手法を体験的に学習し、見よう見まねで加害に及びます。脅されて撮影した動画を、「相手も望んでやっているんだ」などの歪んだ認知で捉えたり、ゲーム感覚で手当たり次第に接触したり、「相手にも同意があった」と被害者のせいにする等によって、加害を行うまでの抵抗感やハードルを簡単に越えてしまつたのです。被害者側の「予防」ばかりが言われがちですが、被害をなくすには、こうした加害者側の心理を問う必要があるでしょう。

しかしこれは、有効な規制がなく性的搾取を容認し、「送った方が悪い」と被害者の「自己責任」を煽る私たちの社会の問題でもあります。就労や学習の機会が奪われていたり、孤立していたり、悩みを抱えている人に付け込む加害者が多いことを考えれば、社会の生きづらさと性的搾取は地続きです。根本にあるのは社会の無関心です。そこから変えていかなければなりません。

メール相談 (24時間受付)



支援内容

- ・相談支援
- ・削除要請の代行
- ・警察への同行 等

相談専用窓口(24時間受付)

050-3177-5432



デジタル性暴力被害者支援センター

削除方法や削除要請のメール文のテンプレート等を公開しています。また、削除要請の技術的サポートも行っています。



NPO法人ぱっぷす (PAPS)

リベンジポルノ・性的な盗撮・グラビアやヌード撮影によるデジタル性暴力、アダルトビデオ業界や性産業にかかわって困っている方の相談支援を行っています。



トラブルや被害に悩んでいたら… もしもの時の相談窓口

01. 性暴力被害に遭った／これって性暴力？

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA(サラ)

専門的な研修を受けた女性支援員が対応します。希望に応じて、カウンセリングの実施、弁護士への相談、産婦人科への受診、関係機関への同行など、総合的にサポートします。

専用電話 **075-222-7711** (年中無休) 10:00～22:00



02. 性犯罪被害に遭った／警察に相談したい

性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」

性犯罪被害に関する相談について、性別問わず誰でも相談できます。
女性警察官の対応を希望することもできます(不在の場合は対応できない場合あり)。

ハートさん
#8103 (年中無休) 24時間対応
*発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。
*緊急時は110



03. ストーカー被害に遭っている／これってストーカー？

京都ストーカー相談支援センター (KSCC)

専門の相談員が、相談者のお話やご意向をよく聞いた上で、支援方法や解決方法を提案します。
被害者だけでなく、ストーカー行為がやめられない方からの相談も受け付けています。

電話相談 **075-415-1124** 24時間対応

面談相談 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) ※事前予約制

インターネット相談
24時間受付

※電話での回答となります



主な支援内容

- ・相手方への指導・警告等
- ・保護対策(パトロールの強化等)
- ・防犯ブザー等、グッズの貸し出し
- ・防犯指導、避難支援
- ・被害者及び加害者カウンセリングの紹介(公費負担制度もあります)

04. 日常生活の様々な悩みや困りごと／どこに相談していいかわからない

ウィングス京都の相談室

女性相談・男性相談を設け、電話相談・面接相談を承ります。どんな内容でも構いません。
必要に応じて「暴力相談」「法律相談」にお繋ぎします(女性相談のみ)。



詳細はこちらへ

京都市男女共同参画センター ウィングス京都

〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262
TEL: 075-212-7490 FAX: 075-212-7460
<https://www.wings-kyoto.jp/>



『男女共同参画通信』
バックナンバーが
PDFで読めます！



【発行】京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当
令和4年3月 京都市印刷物第 033230 号

【企画・編集】公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会
【デザイン】早川宏美

